

答申骨子

組織合併時等における属性型・地域型 JP ドメイン名の
1 組織 1 ドメイン名制限緩和について

▼背景

- 1 組織 1 ドメイン名の原則は現時点でも以下の目的に照らして有効な手段である。
 - + 属性ごとの登録資格要件と合わせて、属性型・地域型 JP ドメイン名が組織を表すものであるという位置づけを明確化
 - + ローカルプレゼンス要件と合わせて、サイバースクワッティングのような不正な登録を防止
- 属性型・地域型 JP ドメイン名については、ドメイン名を登録済みの組織同士の合併や社名変更に応じた新ドメイン名登録を行う場合、1 組織 1 ドメイン名の原則に従い、1 つを残して他を廃止することになる。しかし、ドメイン名廃止により、そのドメイン名と関連付けられてインターネット上に蓄積されていた情報が利用できなくなる、そのドメイン名を別の組織が登録・利用してインターネット利用者に混乱を与える、などの不都合が生じている。
- このため、組織合併時等における 1 組織 1 ドメイン名の原則の適用を見直し、インターネット上に蓄積された情報の保存やインターネット利用者の混乱を防ぐ方策を検討すべきであると判断した。

▼論点 1: 合併後の組織が引き続き複数のドメイン名を登録し続けることの是非について

[ドメイン名と組織の結びつきを保存することの重要性]

- インターネットを使った資料閲覧や購買行為等が日常生活に急激に浸透しつつある中で、ドメイン名に対する認知は、インターネット上ではない現実社会での組織や商品・サービスに付けられた名前と同様のものになってきている。

- さらに、インターネット上での名前は、電子メールの宛先やメール本文に書かれた URL のように、簡単に再利用可能な形で保存されており、また、インターネット利用者が過去に知っていたドメイン名を利用して通信先を指定することも多い。
- このように、社会のインターネット依存度が高まるにつれ、ドメイン名と組織との結びつきは、インターネット上に情報として蓄積され続けており、その保全の必要性が増してきている。
- 組織がインターネット上に蓄積した情報は、その組織のドメイン名を使って外部から参照され、その参照の事実も、インターネット上、さらには書類やインターネット利用者の頭の中に蓄積されていることが多い。
- したがって、インターネット上に蓄積された情報の保全には、その情報に関連するドメイン名がその組織により使われ続けることが必要となる。

[組織合併時等におけるドメイン名の扱い]

- 組織が合併した場合も同様に、インターネット上に蓄積された情報を保全するには、使っていたドメイン名がそれまでと同じ状態で存続することが必要であるが、1 組織 1 ドメイン名の原則に沿ってドメイン名を廃止することは、第三者による登録・使用につながり、インターネット利用者に混乱を与えることになりかねない。廃止されるドメイン名がブランド力を持つ場合や新しい登録者に悪意がある場合には、より大きな混乱となる。
- このように、合併後の組織が引き続き複数のドメイン名を登録し続けることは、継続利用を望むドメイン名登録者の利益となるだけでなく、そのドメイン名を利用して提供されるサービス等の利用者の混乱を抑止することにもなる。

[代替策]

- 組織合併においてブランドの統合などが発生するのは当然のことであり、諸々の作業の中でドメイン名も 1 つを残し廃止し、その企業努力の中で JP ドメイン名の信頼性を確保した方がよいのではないか、という意見もある。しかし、この場合、廃止されたドメイン名に結びつく情報が利用できなくなっ

たり、第三者によって登録・悪用されたりする危険性と混乱を十分に回避できないということが起こり、結果として JP ドメイン名の安全性・信頼性を損なう結果につながる。

- 複数ドメイン名の登録を認めるのではなく、廃止されたドメイン名をその後誰も登録できないように凍結することで保護する方が、利用できるドメイン名は 1 つだけという点で公平であるという意見もあるが、ドメイン名に結びつく情報が利用できなくなり、結果的にインターネット上に残った情報が不正確となり、混乱のもととなる危険性がある。

[基本方針]

- したがって、組織合併時等における複数ドメイン名の登録は認めるべきである。

▼論点 2：複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認める場合の対象事象について

[対象事象の候補]

- ドメイン名と登録組織の 1 対 1 の結びつきが壊れる場合は、主に以下のケースが考えられる。
 - + 組織合併
 - + 社名変更
 - + 営業譲渡
- 組織合併の場合、形としては吸収合併と新設合併とが存在するが、どちらも登記等によりその事実や組織の連続性を確認することができる。
 - + 吸収合併：合併する複数の組織のうち、いずれか一つを存続組織として、他を解散する。
 - + 新設合併：新しく組織を設立し、合併する組織すべてを解散する。
- 組織合併の理由としては、買収やグループ企業の統合等、様々なものが考えられる。しかし、それらを公に確認できるとは限らず、合併理由を明確な判断基準に用いることは困難である。

- 社名変更の際、社名に関連する属性型・地域型 JP ドメイン名を登録している場合は、そのドメイン名の変更を伴うことが多い。現在は、ドメイン名変更時には併用期間の後、古いドメイン名を廃止することとなっている。なお、社名変更の場合も、組織合併と同様、登記等によりその事実を確認することができる。
- 営業譲渡のうちある部類のものは、ドメイン名を利用していた事業・サービスが他組織のもとへ移るという意味では、組織合併に類するものと考えられるが、以下の点が異なる。
 1. 組織合併がドメイン名の登録単位である組織の結合であるのに対して、営業譲渡は組織の存在自体に変化はない。
 2. 組織合併が登記等により公にその内容を確認できるものであるのに対して、営業譲渡は以下の2つのケースが存在する。
 - + 分割手続などにより、公にその内容を確認できるケース
 - + 双方の契約のみによって行われるケース

[対象事象の決定基準]

- 複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認めるのは、あくまで1組織1ドメイン名原則の例外であり、これまで培ってきた安全性・信頼性を損なうものであってはならない。
- これらを考慮すると、登録組織の本人性や組織合併・社名変更・営業譲渡等の事実が公に確認できるケースであれば、すでに登録・利用していた複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認めても、確立しているドメイン名と組織の結びつきが保存されと考えられるため、安全性・信頼性は損なわれず、むしろすでにインターネット上に蓄積されてきた情報の価値を保存でき、利用者の混乱を回避できるものとする。
- また、1組織1ドメイン名原則の例外適用を登録組織の本人性や組織合併・社名変更・営業譲渡等の事実が公に確認できるケースに限定する場合、その基準は公平かつ明確である。
- よって、複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認める場合の対象事象は、組織合併や社名変更、営業譲渡等の事実が客観的かつ公に確認できるものに限るべきである。

▼論点 3：複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認める場合の期間と内容について

- 論点 1 の議論にもあるように、ドメイン名がインターネット上に保存された情報を識別するために使われることや、電子メールの宛先や URL として保存され再利用されることも考慮すると、永続的に同一のものを指し続けることが望ましい。
- 永続的に複数ドメイン名の登録を認めた場合、1 組織 1 ドメイン名の原則に関し、局所的な不公平状態が継続することになる。しかし、これにより、インターネット上の情報を継続的に保全し、インターネット利用者の混乱を防止し、またインターネット利用者を保護することも継続的に可能となる。
- 十分長い一定期間だけ複数ドメイン名の登録を認めるという案もあるが、インターネット利用者ひいてはインターネット全体にとって情報が保全されるように「十分長い一定期間」を定めることは非常に困難である。
- よって、インターネット上の情報を継続的に保全し、ドメイン名登録者、インターネット利用者を危険性から保護し、混乱を防止するため、ドメイン名を継続利用する組織が存続する限り、組織合併時等における複数ドメイン名の登録を認めるのが望ましい。

▼論点 4：複数登録の手続きが悪用されないための措置の必要性について

- 組織合併や社名変更、営業譲渡等は、企業にとって重要な総合的意思決定のもとで行われるものであり、単にドメイン名の複数登録を目的としてそれらの行為が行われるとは考えにくい。また、一般に、ドメイン名の複数登録の効果よりも組織合併や社名変更等のコストの方が非常に大きい。
- しかし、小規模な企業では意思決定はたやすく、ドメイン名の複数登録を目的とした組織合併や社名変更、営業譲渡などが行われる可能性を否定できない。
- 複数登録の手続きが悪用されないための制約を設ける場合、一定期間以上登録されていたドメイン名のみを複数登録対象とする、複数登録できる件数の

上限を設ける、使われていないドメイン名は廃止する、2 件目以降は料金を高くする、などの案が考えられるが、制約内容によっては単純明快なルールにならない可能性がある。

- したがって、手続きが悪用されないための措置は必要であると思われるが、具体的なルールについては、有効性や審査の複雑さ等を考慮しつつ、慎重に検討するのが望ましい。

▼その他、留意すべき点について

- 複数の属性型・地域型 JP ドメイン名の登録を認める場合、根拠や審査方法などについて情報公開するのが良く、それが公平性を担保することにもつながると思う。
- JP ドメイン名のルールについては、時代が進み状況が変わるとその状況に合った変更が必要となる可能性がある。その時々意見や要望を記録しておき、見直すことができるようにしておくことが重要だと思う。

以上